

宿泊利用者等名簿様式の変更とパスポート呈示等についてのお知らせ

国立沖縄青少年交流の家

1. 宿泊利用者等名簿様式の変更について

この度、宿泊利用者等名簿様式を変更することとなりました。添付の新様式を使用いただき、ご提出願います。

2. パスポート呈示等のお願いについて

日本政府は、法令に基づき、「日本国内に住所を有しない外国人」の方の宿泊に際しては、宿泊者名簿に、*氏名 *住所 *連絡先 等の記載に加えて*国籍 及び *旅券番号 の記載を義務付けています。

また、日本政府は、旅券の呈示及びコピーも求めています。

当施設利用者（青少年団体）の皆さまにつきましては、下記のように対応願います。

記

「日本国内に住所を有しない外国人」の方が施設を利用する場合には、国籍と旅券番号を「宿泊利用者等名簿様式」の備考欄に記入してください（代表者は、旅券番号等の管理を適切に行ってください）。また、必要に応じて、旅券の呈示やコピーを求める場合があります。

なお、旅券呈示拒否が続く場合には、以下の対応を行う場合がございます。あらかじめご理解ください。

- ・最寄りの警察署に連絡する等の対応を行う場合があります。
- ・警察官からその職務上宿泊利用者等名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力することがあります。（なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第3号に該当すると判断される場合には、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる。）

以上